

平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳になる人へお知らせ 医療費の自己負担額が変わります

一定の所得がある人を除き、70 歳から 74 歳までの人の負担割合は、法律上 2 割となっていますが、これまでは特例措置で 1 割とされていました。これが平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎える人から、2 割負担に見直されることになりました。

☎ 国保年金課
☎ 055-948-2905

対象者	お医者さんにかかるときに支払う自己負担割合
昭和 19 年 4 月 2 日以降生まれの人	70 歳の誕生日翌月から 2 割になります。(ただし、各月 1 日が誕生日の人はその月から 2 割になります。)
昭和 19 年 4 月 1 日以前生まれの人	平成 26 年 4 月以降も 1 割のまま変わりません。
上記を問わず一定の所得がある人	3 割(これまでどおり)

※窓口で支払う自己負担額の 1 カ月の上限額は変わりません。(70 歳の誕生日を迎える人は、69 歳までと比べて上限額が下がります。)

一定の所得がある人とは

同じ世帯の中に 70～74 歳で住民税課税標準額が 145 万円以上の人がいる場合に該当します。ただし、下記の場合を除きます。

※ 70～74 歳の人の収入合計が 2 人以上で 520 万円未満、または 1 人で 383 万円未満の場合は、申請により『一般』の区分となり 1 割負担になります。

※ 同じ世帯の中に旧国保被保険者がいて、さらに現役並所得者の 70～74 歳が一人だけの世帯の場合、住民税課税標準額が 145 万円以上かつ、収入が 383 万円以上で旧国保の収入との合計収入が 520 万円未満ならば、1 割負担になります。



過去 2 年間に国民年金保険料の未納期間がある人へ

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成 26 年 4 月からは、申請時点の 2 年 1 カ月前の月分まで申請ができるようになります。(学生納付特例も同様です。)

申請先 国保年金課(伊豆長岡庁舎)、市民課葦山支所、市民課大仁支所、三島年金事務所

持ち物 年金手帳、認め印、失業した人は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票、希望する申請年度の直前の 1 月 1 日時点の住所と現住所が違う場合は当時の所得課税証明書

注意事項

- ・ 2 年 1 カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金を受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。
- ・ 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。
- ・ 学生であった期間は、学生納付特例に限られます。(在学期間を証明する書類が必要です。)

☎ 三島年金事務所 ☎ 055-973-1444
☎ 市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

平成 26 年度国民年金保険料のお知らせ

4 月からの保険料 15,250 円

(平成 26 年度保険料)

☎ 三島年金事務所 ☎ 055-973-1444
☎ 市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

保険料の納付は口座振替で

毎月の保険料は翌月末日までに納めることになっています。納付書(現金)、口座振替、クレジットカードなどを利用して納付する方法があります。納付方法によっては、下記のような割引料金が設定されています。また、納めた保険料は年末調整や確定申告の時に全額、社会保険料控除の対象となります。

まとめて前払い
ほうが得なんです



まとめて前払いするとお得な割引も

- 口座振替を希望する場合は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口にお申し込みください。
- クレジットカード支払いを希望する場合は、年金事務所にお申し込みください。
- 広報いずのくに 2 月号でお知らせした平成 26 年度の口座振替・クレジットカード払いの 1 年前納、6 カ月前納(4～9 月分)の申し込みは 2 月末に終了しています。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。
URL <http://www.nenkin.go.jp/>

平成 26 年度国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

納付方法	金額		1 カ月分		6 カ月分		1 年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
通常(割引なし)								
① 毎月の納付書による現金納付	15,250 円	—	91,500 円	—	183,000 円	—		
② 翌月末の口座振替								
毎月振替(早割) (当月末振替)	15,200 円	50 円	91,200 円	300 円	182,400 円	600 円		
6 カ月前納(現金納付)	—	—	90,760 円	740 円	181,520 円	1,480 円		
6 カ月前納(口座振替)	—	—	90,460 円	1,040 円	180,920 円	2,080 円		
1 年前納(現金納付)	—	—	—	—	179,750 円	3,250 円		

ご存じですか? 学生納付特例制度

学 生であっても 20 歳以上は国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。しかし、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

対 象 大学、短大、専門学校、各種学校などに在学している 20 歳以上の学生

所 得 学生本人の平成 25 年中の所得が 118 万円以下であること

免除期間 平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月

持 ち 物 年金手帳、認め印、学生証のコピー(両面)、または在学証明書

申請先 国保年金課(伊豆長岡庁舎)、市民課葦山支所、市民課大仁支所

申請時期 26 年 4 月～28 年 5 月
※平成 25 年度(免除期間平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)の学生納付特例の申請受付は平成 26 年 4 月 30 日(水)までです。未申請の人はお早目に申請をお願いします。

※平成 25 年度に学生納付特例制度により納付猶予されている人で、平成 26 年度も在学予定の人にはハガキ形式の申請書が 3 月末に送付されます。26 年度も引き続き同じ学校に在学している場合は、このハガキに必要事項を記入し返送すると、平成 26 年度の学生納付特例の申請ができます。

